

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会  
教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ 等の設置について

令和 7 年 9 月 1 9 日  
教員養成部会決定

1. 設置の目的

社会の変化や学習指導要領の改訂等も見据えた教職課程の在り方について、より具体的かつ専門的見地から審議を行うため、本部会のもとに、教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。また、ワーキンググループのもとに、幼児教育作業部会、特別支援教育作業部会、養護教諭・栄養教諭作業部会を設置する。

2. 検討事項

今後の教職課程や教員免許制度の在り方について、特に次の点を中心に検討を行う。

①教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ

- (1) 専修・一種・二種免許状の在り方と必要単位数
- (2) 養成段階で身に付けるべき資質能力と資質能力の身に付け方
- (3) 大学院の教職課程の在り方
- (4) 教職課程の質保証の在り方
- (5) 教員養成における大学間連携
- (6) その他これらに関連する事項

②幼児教育作業部会

- (1) 幼稚園教諭に係る教員免許状の在り方について
- (2) 保育士資格との連携を踏まえた幼稚園教諭に係る養成・採用・研修の在り方
- (3) その他これらに関連する事項

③特別支援教育作業部会

- (1) 特別支援学校教諭に係る教員免許状の在り方
- (2) 特別支援学校教諭に係る養成・採用・研修の在り方
- (3) 小・中・高等学校等において特別支援教育を担う教師の専門性向上に向けた方策
- (4) その他これらに関連する事項

④養護教諭・栄養教諭作業部会

- (1) 養護教諭及び栄養教諭に係る教員免許状の在り方について

- (2) 養護教諭及び栄養教諭に係る養成・採用・研修の在り方
- (3) その他これらに関連する事項

### 3. 設置期間

ワーキンググループ及び作業部会は、2. の検討事項に関する審議が終了したときに廃止する。

### 4. その他

- (1) 作業部会において検討結果をとりまとめた時は、ワーキンググループに報告する。
- (2) ワーキンググループにおいて検討結果をとりまとめた時は、教員養成部会に報告する。
- (3) 教員養成部会からの求めがあった時は、ワーキンググループの検討の経過を教員養成部会に報告する。

また、ワーキンググループは必要に応じ、その検討の経過を教員養成部会に報告することができる。